

○後志広域連合女性活躍推進法の特定事業主等を定める規則

〔 令和8年3月10日
規則第1号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第1項に規定する特定事業主等の範囲を定める。

(特定事業主等の範囲)

第2条 特定事業主は、次の表の左欄に掲げる機関とし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

広域連合長	広域連合長が任命する職員
議会議長	議会議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員長が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。